

マイナンバーカードの申請について

現在、国が行っているマイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和5年2月末まで延長されておりますが、お早めの申請がおすすめです。

なお、マイナンバーカードの申請手続きに限り、令和5年3月末まで町内の郵便局（古里（☎85-1200）、奥多摩（☎83-2160）、小河内（☎86-2448））でも手続きが可能です。郵便局をご利用の方は、事前に希望の郵便局へお問い合わせください。

3月からマイナンバーカードの受け取り方法が増えます

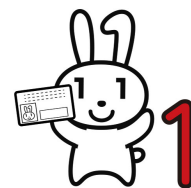
令和5年3月からマイナンバーカードの受け取り方法に**申請時来庁方式**（申請時に本人が来庁し、条件などを満たせば、出来上がったマイナンバーカードを本人限定受取郵便などで来庁せずに受け取れる方式）が加わります。この方法で受け取りを希望されるには、**次の条件を全て満たす方が対象**となります。

【条件】

- ①申請の際、本人が来庁（15歳未満の方や成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。）
- ②申請手続き後3か月以内に住所・氏名に変更予定のない方
- ③出来上がったマイナンバーカードを郵送した際、本人限定受取郵便などが受け取れる方
- ④暗証番号の入力を職員が行うことに同意できる方
- ⑤マイナンバーカードを申請中でない方
- ⑥転送手続きをしていない方

【必要書類】

- ①本人確認書類2点（内1点は写真付きのもの）※法定代理人が同行する場合は、法定代理人の写真付きを含む本人確認書類2点と、申請者との関係性を明らかにする登記事項証明書なども必要です。
- ②通知カード
- ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）



条件、必要書類に不足があると申請時来庁方式にて受付ができない場合があります。その際は受け取り時に役場住民課までお越しいただくこととなります。また、受け取りをせずに郵便局で保管期間を経過した場合は、役場にマイナンバーカードが返戻されます。再送付はできませんので、カードのお受け取りは写真付きの本人確認書類をお持ちになり、連絡のうえ役場住民課へお越しください。

※問い合わせは、住民課 電話（83）2182

マイナポイント申込支援臨時窓口開設

マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進、消費活性化を目的として、キャッシュレス決済サービス（クレジットカード、電子マネー、QRコードなど）で利用可能なポイントが付与される国の事業です。



町では、マイナポイントの申し込みに必要なパソコンやスマートフォンをお持ちでない方、操作に不安がある方など、ご自身でお申し込みをすることが難しい町民の方を対象に、申し込みのお手伝いをする臨時窓口を設置します。

【会場・開催日】

会場	開催日
役場 (地下1階会議室)	2月6日(月)・2月10日(金)
	3月20日(月)・3月23日(木)・3月27日(月)
文化会館 (1階会議室)	2月8日(水)・2月12日(日)・2月15日(水)
	2月17日(金)・2月19日(日)・2月22日(水)
	2月25日(土)・2月27日(月)
	3月3日(金)・3月8日(水)・3月15日(水)
	3月17日(金)・3月29日(水)

《次ページへ続く》